

第 19 回 筑後市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和 7 年 1 月 8 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 16 分
- 場 所 東庁舎 3 階 301 会議室
- 出 欠 者 出席者 13 名 欠席者 3 名
- 議 事 1. 開 会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案
- 報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
- 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について
- 報告 第 3 号 一時転用の届出について
- 議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
- 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について
- 議案 第 3 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて
- 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について
- 議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
4 番	鶴田 清	6 番	河原 務
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
16 番	近藤 茂		

欠席委員（3名）

3 番	吉武 正悟	5 番	田島 雅弘
15 番	岡本 義照		

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

皆さんこんにちは。（こんにちは）明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。総会 19 回の方を始めさせていただきます。会長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

改めまして、皆さん明けましておめでとうございます（おめでとうございます）。また、農業委員会の運営につきましては引き続きですね。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、只今から第 19 回の農業委員会総会を始めます。本日は 3 番の吉武委員、5 番の田島委員、15 番の岡本委員が欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が3件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日は7番の溝口弘之委員と8番の中村伸秀委員をお願いします。

それでは、報告事項第1号から3号まで続けて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

第1項、所在鶴田、地目畑1筆、面積203㎡、解約事由は、売買のためでございます。こちらは今回関連の議案はないんですけど2月の議案にですね、来月上がる予定になっております。

続きまして、2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

こちらは、基盤法利用権の解約です。第1項を説明いたします。第1項、所在中牟田、地目田1筆、面積3,329㎡、解約事由は耕作者変更のためでございます。第2項以降はですね、関連のページがある場合は備考の方にページと項番号を記載しておりますのでご確認をお願いします。報告事項は以上でございます。

○事務局

議案書の5ページをお願いします。

報告第3号 一時転用の届出について

でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在久富、地目田1筆、面積497㎡のうち60㎡、貸人、久富の_____さん、借人、熊野の_____さん、一時転用の目的は仮設事務所、申請事由は、_____となっております。地図をご覧ください。1ページです。_____の西側

にあたります。その内の一部ということになっております。一時転用期間はですね。令和6年11月28日から令和7年2月28日となっております。報告は以上でございます。

○議 長

それでは、報告事項は終わります。次に、議案第1号あっせん譲受候補者登録の申請について、本日は4件ございます。まずは議案第1号第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書6ページをお願いします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、_____さん、住所、八女市、経営形態、梨・桃、面積が138.2a、農業労働力、計4名でございます。大字前津の樹園地、約2500㎡を購入予定のため申請されております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積の要件、それから青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件を満たしてあります。また、認定農業者でございます。説明は以上です。

○議 長

それではですね。第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、氏名、_____さん、住所大字長崎、経営形態、米・麦・大豆、面積137.5a、農業労働力計2名です。大字長崎の田約2,000㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積、

それから青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件は満たしてあります。説明は以上でございます。

○議長

それでは、第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、氏名、_____さん、住所大字高江、経営形態、いちご、面積49.4a、農業労働力、計2名でございます。大字江口の田約9,600㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる園芸施設で25a以上の経営面積、それから青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件は満たしてあります。また、認定農業者でございます。説明は以上です。

○議長

それでは、第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、氏名、_____さん、住所大字島田、経営形態、米・麦・大豆・トマト、面積274.8a、農業労働力が計3名でございます。大字島田の田約2,500㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積の要件、それから青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件は満たしてあります。また、_____の代表でございます。説明は以

上です。

○議 長

それでは、第4項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号基盤法による所有権移転について提案致します。本日は1件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書7ページをお願いします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在島田、地目田1筆、面積2,531㎡、渡人、大川市の_____さん受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和7年1月24日でございます。こちらの農地は推進機構へ一旦所有権が移転し、その後に購入予定へ所有権が移る事になります。その際には議案としてまた上がって参ります。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、第2号第1項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号中間管理事業に係る集積等促進計画について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局（井上事務局長）

議案書 8 ページになります。

議案第 3 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

中間管理事業の利用権設定は 16 ページまでございます。第 1 項を説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在島田、地目田 3 筆、面積計 5,504 m²、利用権は賃貸借、貸人、大字島田の _____ さん、_____ さん、借人、____、利用目的が米・麦・大豆、借賃は反当り _____ 円、期間は 2 年間でございます。こちらは法人全体の期間に合わせてあるようでございます。続きまして、集計の説明をさせていただきます。17 ページをお願いします。左上の総計です。田 25 件、面積 115,828.59 m²、畑が 1 件、面積 1,727 m²、合計の 26 件、117,555.59 m²です。その下、新規・再設定別では新規 26 件です。その下、通年・期間借地の別では通年が 26 件、小作料納入別では金納が 23 件、物納 2 件、使用貸借 1 件です。右側の貸借期間別です。2 年が 2 件、3 年が 1 件、5 年が 11 件、10 年が 2 件、11 年が 10 件となっております。集計は以上でございますが補足で 10 ページの方をご覧いただきたいと思えます。第 6 項の 2 の備考に書いてある所の説明ですけど、上段に令和 9 年 6 月 14 日まで基盤法設定と書いてあるのが、今の契約がこういうふうになっておって、その後から終期が令和 9 年までになってるんですけど、実は契約は令和 7 年 6 月 15 日からは新しく中間管理事業に移行しますということで備考にこのように書いております。期間はまだ先まであったんですけど、令和 7 年 6 月 15 日からは中間管理事業での契約ということになって参ります。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、議案第 3 号につきまして質問のある方はお願いします。

○委 員（11 番）

11 番の城戸です。今の説明で途中でもこういう形に変更されるのは可能なんですか。

○事務局

はい。そうですね。あんまりないんですけどたまにこういうのがあります。可能で

はあります。

○委員（１１番）

わかりました。ありがとうございます。

○事務局

訂正がありました。最初の議案第３号の８ページになりますかね。提出日が令和６年になっておりますが令和７年の誤りでありますので訂正をお願いします。右上にある提出日です。すみません。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第３号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第４号基盤法による利用権設定でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書１８ページをお願いします。

議案第４号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらは、２１ページまでございますが第１項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第１項、所在前津、現況が樹園地１筆、面積 2,315 m²、利用権は賃貸借。貸人、大字前津の_____さん、借人、大字前津の_____さん、利用目的、梨、借賃は総額で_____円、期間は約１６年間でございます。続きまして、集計の説明を致します。２２ページをお願いします。左上の総計です。田３件、面積 6,745 m²、畑は１件、面積 2,315 m²。合計４件、面積が 9,060 m²、新規・再設定の別では新規が３件、再設定が１件、通年・期間借地の別では通年が４件、小作料納入別では金納が４件となります。右側です。貸借期間別でございます。２年が１件、１０年が２件１６年が１件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第4号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認すること
に賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第5号農地法第3条について提案いたします。本日は5件でございます。
第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書23ページです。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在前津、地目田1筆、面積489㎡、渡人、大字前津の_____さん、_____さん、_____さん、それから_____さんの成年後見人_____さん、受人が大字前津の_____さん、申請事由は規模縮小のためです。作物は白菜、キャベツ、人参、価格は反当りで_____円でございます。機械はトラクターとSSスピードスプレヤーを所有ということで申請がっております。作業従事者としましては娘さんのお婿さんが記載をされております。こちらの農地はですね。元々借りてあった方が管理がされてなかったということでその隣の農地を受人が所有されてあったということで今回の売買になった模様でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしく
お願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに

賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在島田、地目田5筆、面積計4,313㎡、渡人、大字島田の_____さん、受人が大字羽犬塚の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は米・麦・大豆です。売買価格は反当り_____円となっております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在高江、地目畑3筆、面積計952㎡、渡人、大字富重の_____さん、受人が大字羽犬塚の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は人参・大根です。売買価格は反当りで_____円でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

24ページをお願いします。第4項、契約、贈与、所在鶴田、地目畑1筆、面積954㎡、渡人がみやま市の_____さん、受人が大字鶴田の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物はじゃがいも・玉ねぎです。補足でこちら贈与となっておりますが親族関係ではないということでございます。こちらの農地の隣りが神社となっております、神社の総代をされてあるということで。ここはなかなか青地で転用が難しい所で、渡人が処分をされたいということですので贈与となったものです。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。先ほどの事務局が言われましたとおり_____さんが宮総代ですので贈与という形を取りますということでした。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

第4項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在久富、地目畑1筆、面積404㎡、渡人、大字久富の_____さん、受人が大字久富の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物はサツマイモ・大根・白菜です。売買価格は総額_____円でございます。受人の_____さんは84歳で経営面積がございませんが、農作業の経験はありということです。またこちらの農地は_____さんの自宅の隣りとなります。機械の所有状況は耕運機があるということでございます。作業従事者は娘さんと同居のお孫さんと記載があがってきております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

それではですね。第5項について、質問のある方はお願いします。

下川委員どうぞ。

○委員(9番)

9番の下川です。総額_____円ということで説明があったと思いますが、面積が4畝ぐらいですね、_____円ということでちょっと今までの価格より高くなってるかなと思いますがどういった。

○議長

分かれば事務局お願いします。

○事務局

詳細の高くなった理由はこちらでお伺いはしてないんですけども。元々がこちらのそもそも価格は決めてありますので。お互いですね、それで合意されてるということでそういった事で売買となったことですので。詳細の金額については分かっておりませんが。そういう契約だったということで。

○委員(9番)

双方合意の価格ということですね。わかりました。

○議長

城戸委員どうぞ。

○担当委員

県道なんかの道端沿いじゃなかったろうかち思たとばってんですね。そっけん高かつじゃなかるかばってんですね。

○議 長

まあ一。城戸委員の説明では立地条件も含めてということで。下川委員よろしいでしょうか。

○委 員（9番）

はい。

○議 長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第6号農地法5条の転用について提案します。本日は4件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の25ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在前津、地目樹園地4筆、面積合計の7,413㎡、貸人、前津の____さん、同じく前津の____さん、同じく前津の____さん、借人は東京都中央区の____さん、申請事由は野外作業場整備工場、倉庫及び事務所となっております。場所の確認をお願いします。地図2ページをご覧ください。場所的にいうと____から南へ300mの所になります。上に____さんが過去に許可されて、その左側に11月許可と写っていると思うんですけど。既存の敷地がある____さんになっておりまして。業務拡大のためですね、敷地を延長されるということでございます。また、こちらはですね第2種農地及び第3種農地となっておりますが、第2種農地が

ですねこの申請農地の一番左側西側ですね、残りの右側の所は_____のですね。____その場合は第3種農地に区分されます。よって業務拡大による敷地拡張になりますけれども許可可能というところでございます。今回はちょっと開発の案件でもございますので皆様にですね、このA4の横の地図を土地利用計画の排水計画を付けておりますのでこれに基づいて少しご説明を差し上げたいと思います。申請地は右側ですね図面の右側半分が今回の申請地ということでご確認をお願いします。こちら計画地の所にオンサイト調整池①と東側にオンサイト調整池②があるんですけども。地元の水利委員さんからですね元々こちらの計画は北側の道路側溝に繋ぎたいと思ってたと聞きましたけど地元の水利委員さんから既設の側溝が西側の所、水色でちょっと薄いけんわからんかもしれんけど。そこにですね流してくださいということだったので同じように矢印があると思いますけどこの矢印は側溝の方になだらかに下つつとですよ。側溝は逆にですね北側の方に流れて少し緩やかに傾斜して西側の方の水路に放流されるということですね。地元の要望を繁栄した計画でございます。この申請地のですね左上が倉庫棟と隣りに事務所そして右上がですね工場棟そして下の左側の所にストックヤード棟とありますけれどもそちらの建物がそれだけ建つと。後は平置きヤードと書いてありますので、そちらの方に資材とかを置かれる。オンサイト調整池の下にですね、左側はアスファルト舗装、右側はですね対キャタアスコンと書いてありますけれども右側半部はですね、重量物を置くので舗装ではなくてコンクリートを打つということで聞いております。重量物を置かれるということでございます。こちらですね賃貸借期間は20年というふうになっております。契約書案のため金額は入っておりませんので分かりません。一体利用地として雑種地があるんですけども地図のですね。

上の方に四角いやつが2つぐらいあると思いますけど、ちょっと塗りにくかったんで青で塗ってますけれどもここに一部あると雑種地がですねあるというところでございます。令和6年11月14日に農振除外が完了しているところでございます。尚、開発面積は3,000㎡以上ですので転用の許可はですね開発行為と同時許可になります。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしく願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

○担当委員

別でよかですか。あのですね。貸人の_____さんですたいね。あの一利用権設定を解除してあって売買ちなってるじゃなかですか。3ページの7項ですかね。売買の解約で賃貸やっけんどげんなつとつとやか。

○事務局

転用のためですかね。

○担当委員

その後、20年貸して売らすとかなち思て。

○事務局

その後はちょっとわからないんですけれども。鶴田委員おっしゃるようにここは売買ではなくて転用のためですね。はい。皆さん修正を。失礼いたしました。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

質問も無いようですので、採決を取ります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、賃貸借、所在前津、地目畑1筆、面積1,949 m²、貸人は大字熊野の_____さん、借人は京都市の_____さん、申請事由は太陽光発電設備設置となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。こちらはですね_____から東へ約250mの所で農地の広がり10ha未満の農地で第2種農地、代替地がないため許可可能になります。基本的にですね太陽光発電設備については営農型を除き第1種農地は原則不許可になります。ただしですね、不許可の例外として隣接する土地と一体として同一の目的に供するために行うもので事業の総面積に占める第1種農

地の面積の割合が3分の1以内の場合はですね。例外的にですね許可可能となります。今回で言いますとこの図面でいうと真ん中の青のそこ1筆なんですけど緑かそこはいっぱいありますよね。これが一体利用地 8,393.55 m²と書いてますけど。全体の面積の3分の1以内なのでこれがもし1種農地であったならばこれも例外的に許可可能になると。でも、こういう案件はなかなかありませんけど。全体的に他の雑種地とかと一緒にされる時には許可される場合もありますので委員さん頭の隅においてもらおうと分かるかなあというふうに思います。基本的にはですねだいたいありませんけれどもですね。覚えていてもらおうと助かります。こちらはですね令和6年5月17日に農振除外が完了しており一体利用地として養鶏場跡地で宅地、雑種地が先ほど言いました 8,398.55 m²でございます。賃貸借の契約期間はですね20年で総面積に対する1か月の賃借料は_____円の予定でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書26ページをご覧ください。第3項、契約、売買、所在蔵数、地目畑2筆、面積合計 1,111 m²、渡人は大川市の_____さん、受人は久留米市大善寺町の_____さん、ご兄弟での売買でございます。申請事由は駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。こちらは_____の南側になります。用途地域で第3種農地原則許可になります。今回は、この申請農地の入口にあります_____

ですね。過去にあったといいますか_____を改修して飲食店にされるそうです。右側に_____さんと入口にありますけれどもこちらの方も売買で購入されてですね。

_____の建設を予定されておって、これに伴う従業員またはお客様の駐車場の計画になります。_____さんにはもう一人弟さんがいらっしやいまして、_____さんも大川で飲食店も経営されているんですけど、その前で_____さんを経営されているそうでございます。その具材の提供用にもこの_____を_____さんというところに。今、建ちよりますけれどもそちらで建設されると伺っております。土地の金額は総額で_____円、坪単価約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

担当委員の説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

城戸委員どうぞ。

○委 員（11番）

11番の城戸です。この_____さんがたの横の名前が入っとらんところが喫茶店でしよ。

○事務局

はい。_____ちいうとこやったみたいです。

○委 員（11番）

喫茶店は残っとるばってん_____さんそこは今家の建ちよっですもんね。

○事務局

家じゃなくてあれが_____だそうです。今、ちょうど基礎が出来よっち思うとですよ。

○委 員（11番）

わかりました。ありがとうございます。

○議 長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在久富、地目畑1筆、面積735㎡、渡人は大字久富の_____さん、受人は大字久富の_____さんです。申請事由は事業拡張に伴う駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。ちょうどこの申請地の上に赤で書いている所が過去にですね駐車場としてイベント広場として許可得てある所でございます。_____さん毎年ですね_____というのもされておっていろんな所を駐車場とか借りられてるということですね。それと合わせて今回は、事業拡張も伴いましてこちらがまだ不足するということで計画となってるところでございます。用途地域で第3種農地原則許可となります。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。今、事務局の説明のとおりでイベントの時に駐車場とか会場として使うということで購入されるということでご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。ひとつ私からいいですか。10ページ基盤法で設定をしておいて、それを途中で中間管理事業へ移行するという賃貸借人が

同一でも、一旦利用権の解約はしなくていいわけですか。分かれば次の会にでもよろしいでしょうか。これをもちまして第19回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後2時 16分 閉会